

別 紙

福祉 3 医療現物給付について

1. 取扱開始

平成 23 年 1 月診療分より

2. 対 象 者

こどもの医療費支給対象者（満 15 歳に達する日の年度末までの者）

ひとり親家庭等医療費受給者のうち満 15 歳に達する日の年度末までの者

重度心身障害者医療費受給者のうち満 15 歳に達する日の年度末までの者

3. 対象区域・医療機関

鴻巣市内にある内科・歯科・保険調剤薬局・指定訪問看護事業者

4. 対象金額等

入院・通院とも 1 ヶ月の医療費の一部負担金が 21,000 円未満。

入院時食事療養標準額負担額

以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

鴻巣市役所子育て支援課 栗 田

(TEL 048-541-1321 内線 2636)